

2020東金・九十九里波乗りハーフマラソン売店設置運営要領

1 目的

この要領は、2020東金・九十九里波乗りハーフマラソン（以下「大会」という。）において、東金・九十九里波乗りハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が売店の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所及び設置日時

売店の設置場所及び設置日時は、次のとおりとする。

設置場所	設置日時（準備時間含む）
東金アリーナ駐車場 （ハーフマラソンの部）	令和2年2月24日（月・振替休日） （午前7時00分～午後1時30分）
九十九里町片貝中央海岸南側駐車場 （ペア（3km）の部）	令和2年2月24日（月・振替休日） （午前8時30分～午後1時00分）

3 営業時間

売店の営業時間は、概ねレース開始1時間前からレース終了1時間後とする。ただし、実行委員会は大会当日の状況に応じて営業時間を変更できるものとする。

4 出店条件

売店の出店が可能な者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けている者。
- (2) 法令等に違反して過去1年の間処分を受けていない者。
- (3) その他関係法令等に適合している者。

5 飲食物出店条件

保健所での手続きが必要な飲食物販売の売店の出店が可能な者は、前項の規定に加え、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 食品衛生関係法令で規定された営業許可施設の営業許可を受けている者。
- (2) 過去1年の間、食中毒発生の事故歴がない者。
- (3) 食品（生産物）賠償責任保険等に加入している者。
- (4) 食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管又は冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずることができる者。

6 出店申請

出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに、出店申請書（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。ただし、飲食物を取り扱う場合は、出店計画書（様式第2号）を添付して実行委員会に提出するものとする。

7 申請期限

令和元年12月13日（金）まで

8 出店料

5,000円／1区画（テント2間×1.5間のスペースを1区画とする）

※出店料は、売店出店許可証交付時に支払うこととする。

キッチンカー（営業許可取得済みのものであること）の使用を希望する場合は、2区画（10,000円）の出店料を支払うこととする。

9 取扱品目等

売店において取り扱う品目等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品や土産品等
- (2) 飲食物
- (3) 宅配便等、来場者の利便性に資するもの。
- (4) その他実行委員会が必要と認めたもの。

10 募集店舗数

【ハーフマラソンの部】・・・32区画

【ペア（3km）の部】・・・20区画

ただし、実行委員会は応募の状況を勘案し、必要がある場合には募集する店舗数を変更できるものとする。

11 出店者の決定

出店申請者数が当該会場ごとの募集店舗数を超えた場合は、東金市内・九十九里町内に店舗を有する者を優先する。なおも決定に至らない場合は、抽選により決定するものとする。

12 出店許可証等の交付

実行委員会は、出店が決定した出店者に売店出店許可証（様式第3号）及び駐車許可証（様式第4号）を交付する。

13 出店位置

会場内での出店位置については、出店者決定後に抽選を行い、決定する。

14 禁止事項

出店者は、次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡、転貸又は管理運営を委託すること。
- (2) 販売品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り呼び込み販売をすること。

- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) 拡声器や音響器具類を使用すること。
- (6) 許可された目的や場所以外で火気を使用すること。
- (7) その他大会運営に支障があるような行為をすること。

1 5 遵守事項

出店者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の趣旨を理解し、参加者と一緒に大会を盛り上げること。
- (2) 実行委員会から交付された売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (3) 食品衛生関係法令で定められた保健所の一時営業許可を取得する必要がある営業を行う者については、一時営業許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (4) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任のもとに行い、ごみ入れ等を備え、発生したごみは持ち帰り処分し、常に環境美化に努めること。
- (5) 火気等を使用する場合はその取り扱いに十分留意し、消火器等の消火設備を売店に設置すること。
- (6) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明記すること。
- (7) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (8) 販売品等は出店者が責任をもって管理すること。
- (9) 販売品等の搬入搬出の際に使用する車輛については、実行委員会が交付する駐車許可証を指示された位置に掲示すること。
- (10) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (11) 服装は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用すること。
- (12) 食品衛生関係法令の規定を遵守するとともに、保健所の食品衛生監視員の指導に従うこと。
- (13) 暴力団関係者等、実行委員会が適当でないと判断する団体又は個人でないこと
- (14) その他関係法令等を遵守し、実行委員会の指示に従うこと。

1 6 事故等の対応

売店において、次の各号のいずれかに該当する事故等が発生した場合は、出店者は直ちに関係機関及び実行委員会に連絡するとともに、その指示に従い対応するものとする。

- (1) 火災又は盗難が発生した場合。
- (2) 不審者又は不審物を発見した場合。
- (3) 伝染病又は食中毒が発生した場合。
- (4) その他事故が発生した場合。

1 7 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当する場合は、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 関係法令又はこの要領に違反した場合。
- (2) 出店申請書に記載された内容が事実と異なっていた場合
- (3) その他実行委員会が不相当と認めた場合。

1 8 原状回復

出店者は出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受けなければならない。

1 9 大会の中止

実行委員会は天災、その他の事由により大会を運営することが困難だと判断した場合は、大会を中止することができる。なお、その際に発生した損害について実行委員会はその責任を一切負わないこととする。また、出店料の返金も行わないこととする。

2 0 損害賠償

出店者は、会場の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 1 その他

この要領に定めるもののほか、売店の設置運営に関し必要な事項は、別に定める。